

## (別紙5) 看取り介護実施のフローチャート

入所時の重要事項説明の際に、看取り介護指針の内容を説明

入所し一定期間経過後に、利用者もしくは家族と面談し、終末期となった際にどうしたいのかという意思確認。延命に関する宣言書の作成支援。

医師の終末期診断後、看取り介護計画の同意を得て、看取り介護開始

相談室より各セクションに文書により看取り介護の開始を連絡

看取り介護経過状況報告書に日々の状態、支援方法などを毎日記録し、朝礼で全職種にその内容を伝達。訪室の促しや、協力してほしいことを連絡

家族来所時に看取り介護経過状況報告書の写しをわたし、看護職員より経過説明。説明内容は、「看取り介護経過説明書」に記録し、家族に説明同意のサインをいただく

看取り介護終了（死亡）後、看取り介護終了後カンファレンスに向け、介護支援専門員により各セクションに課題・評価の記録を行うように文書で連絡

文書に記載された指定日までに、各セクションはPCの共有ファイルの書式に、課題と評価を入力。この際に担当セクションは、職員の精神的負担の有無、その状況を記入する

遺留金品の引き渡し時に、遺族にカンファレンスの参加もしくは看取り介護終了後アンケートの記入を依頼

介護支援船専門員が看取り介護終了後カンファレンスを招集し実施。介護支援専門員は全体の課題・評価をまとめ報告書作成

終了もしくはグリーフケアの実施